

■【トピックス】

台湾危機！



米国下院議長のナンシー・ペロシ氏が事前の中国の警告にも関わらず、8月2、3日に台湾を訪問しました。これにより中国と米国間の軍事的な緊張が高まりました。為替も急激に円高に振れました。

その後、中国は台湾を包囲する形で軍事演習を開始しました。3期目を目指す習近平国家主席の思惑も絡んで、中国と米国の綱引きが続きます。日本も必然的に巻き込まれることとなります。

■【今月のキーワード】

金庫株特例

相続により非上場会社の株式等を取得した場合には、相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡する時には税務上の特例があります。具体的には、譲渡金額が対応する資本金等の額を超える部分をみなし配当として総合課税の対象とはせず、譲渡所得に係る収入とすることができます。これにより総合課税による累進課税ではなく、定率（20.315%）の分離課税としての課税で済ませることができます。

■【ビジネス・アイ】

金庫株特例！

社長 「コロナの第7波がすごいことになっているね。政府は行動制限しないけど、うちは自主規制することにしたよ」

花野 「今回のコロナは、子どもを中心に広がっているの心配ですね」

社長 「そうだね。ところで相続の納税資金のことで教えて欲しい。親父の遺言書には会社の株式は全部私が相続することになっているんだけど、キャッシュは全部お袋が相続することになっているんだよ」

花野 「そうすると、株式に係る相続税は、社長が自己資金で負担するということですね」

社長 「そうなんだよ。でも手元にまとまった金があるわけじゃないので、どうしようかと思っているんだよ」

花野 「それなら金庫株として相続した株式を会社に譲渡して、その譲渡収入を相続税の納税に充てるという方法がありますね」

社長 「でも、それだとまた税金をとられるんだよね」

花野 「税金はかかりますが、この場合は相続税の申告期限から3年以内であれば特例があって、総合課税ではなく分離課税になるので、社長の場合、課税上有利になりますね」

社長 「そうなんだ」

花野 「また、同様に相続税の取得費加算というものもあってより有利に譲渡できます」

社長 「それなら検討してみるよ」

■【今月の1冊】

『JK、インドで常識ぶっ壊される』

熊谷 はるか 著

河出書房新社 ¥1400

中国から製造業がシフトしています。その移転先の候補として、最近ではインドの名前をよく聞くようになりました。

人口の多さから市場としても期待されています。しかし、そこはわれわれ日本人にとって未知の世界です。いかなる国なのか？その一端を女子高生の視点から見た本です。インドに関心のある方にお勧めです。



■【編集後記】

前号で取り上げたPMIですが、前号発刊直後に、中小企業庁から中小企業向けの『中小PMIガイドライン』が公表されました。もう少し待って前号を発行すれば、ご紹介できたと思うとちょっと残念な感じですが、関心のある方は是非検索してみてください。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.186(毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2022.9.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808